

第6章 計画の推進に向けて

6-1 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの必要性と期待される効果

都市計画は、社会、経済、環境、医療、福祉、防災などの様々な分野に及ぶとともに、町の主役となる住民や企業などがそれぞれの立場を相互に尊重・理解し取り組むことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化、情報化社会の進展などを背景として、行政サービスへのニーズが大きく多様化するなか、以前よりも厳しい財政状況においては、行政中心のまちづくりではなく、町民などとの協力関係や役割分担による、より一層の効率的・効果的なまちづくりの推進が求められています。

そこで、本計画では、協働*によるまちづくりの推進に向け、住民、企業、行政などのそれぞれの立場が担う役割や参画に関する基本的な考え方を整理します。

■協働によるまちづくりにより期待される主な効果

住民・企業・行政などがそれぞれの立場から、まちづくりへ積極的に関与することで・・・

- ・多様できめの細かい住民ニーズに対応した施策や事業の推進が期待できます。
- ・自らの知識や経験を活かした活躍の機会の場が広がります。
- ・それぞれの立場によるコミュニケーションを通じて、推進するまちづくりへの理解が深まる
ことが期待できます。
- ・まちづくりへの関心が高まるとともに、町や地域に対する愛着が生み出され、町の活力の向上が期待できます。
- ・行政によるサービスの負担が軽減され、特に必要な公共事業に集中できるなど、行政運営の効率化やコスト低減が期待できます。など

(2) 住民の役割

魅力ある町を形づくる上では、そこで生活する住民が主体となってまちづくりに関わることが重要であるとの認識から、地域に関する計画の提案・立案や、事業や活動への積極的な参加が期待されています。

そのため、生活する地域の課題や魅力を認識するとともに、地域コミュニティへの参加を通じてそれらを地域で共有し、解決に向けた取り組みを進めていくことが望まれます。

また、企業や行政が進める計画や事業については、住民の立場から意見や提案を示すとともに、可能な範囲での協力や支援を行うことが望まれます。

(3) 企業や団体の役割

町内の企業や団体についても、住民と同様にまちづくりへの積極的な参加が期待されています。

自らが主体となって取り組む事業については、計画や事業内容について、住民や行政の関係者へ情報公開を進めるとともに、必要に応じて意見交換を行い、意見を計画内容へ反映させるなどの取り組みが望まれます。

また、住民や行政が主体となって進める計画や事業については、専門知識や技術に関する助言を行うなど、可能な範囲での協力や支援を行うことが望まれます。

(4) 行政の役割

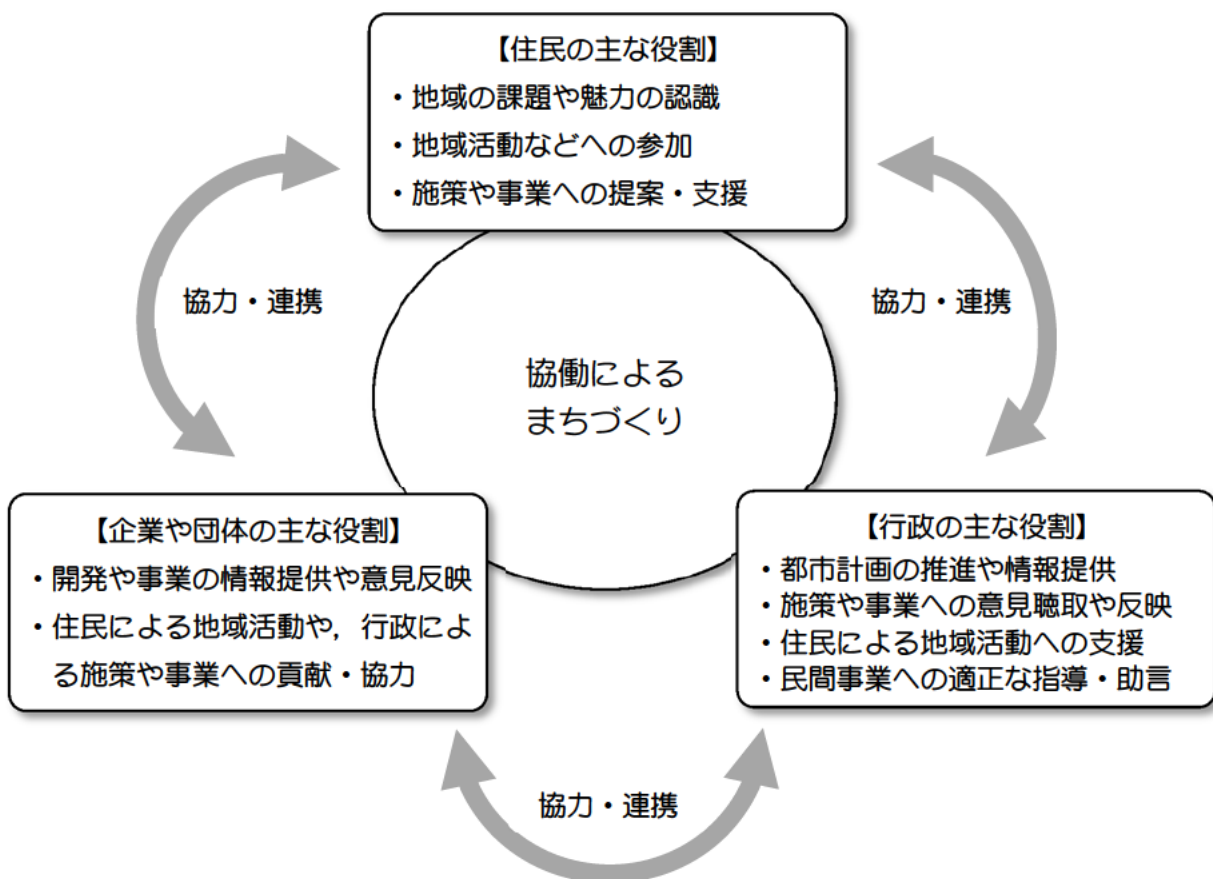
都市計画の推進にあたっては、住民や企業などの意見を取り入れながら、地域地区や都市計画施設などの都市計画の決定・見直しを進めます。

また、住民参加による都市計画を推進するため「都市計画提案制度*」に関する手続きの明確化や周知啓発を推進するとともに、必要に応じて「地区計画に関する案の申し出制度*」の活用に向けた対応について検討します。

さらに、まちづくりにおける住民や企業などの参加を促すため、パブリックコメント*などによる住民の意見聴取を推進するほか、これまで行政が主体となって進めてきた取り組みのうち、行政から住民や企業などへ主体を移行させる仕組みづくりについて検討を進めます。

住民が主体となって取り組む活動については、その活動を支える支援策などの情報提供を行うとともに、ボランティアや専門家の派遣などの人材支援や、活動費の補助などの運営支援について検討します。

民間事業者による開発などの事業については、関連法令などにに基づき、必要な助言や適正な指導を行います。



6-2 まちづくりの推進に向けて

(1) 効率的・効果的な施策や事業の推進

人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域経済が疲弊しているなか、魅力あるまちづくりを進めるためには、効率的で効果的な施策や事業の推進が重要となっています。

このため、本計画で定めた方針と整合を図りつつ、事業の必要性や緊急性を見極め、特に優先度の高い事業を実施することで、選択と集中によるまちづくりを推進します。

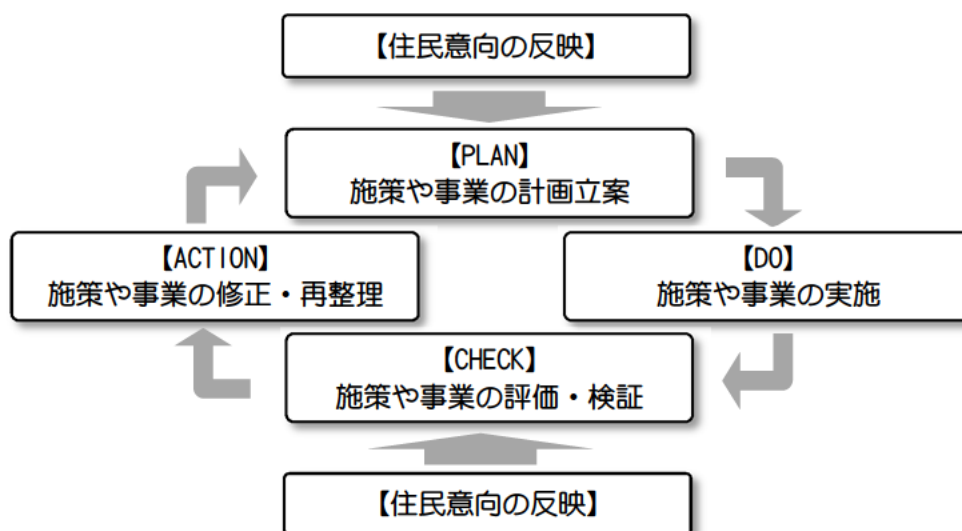
また、事業に関する国や県などの支援策を活用するほか、事務負担などとのバランスを見ながら、必要な権限委譲の受け入れについて検討します。

さらに、施策や事業の実施にあたっては、医療・福祉、観光、環境など、様々な分野が関連する都市計画の性格から、単一の施策や事業を推進するのではなく、都市計画以外の分野の施策などとパッケージとして組み合わせ、プロジェクト化することで、総合的かつ戦略的な施策の推進により、相乗効果や波及効果を高めます。

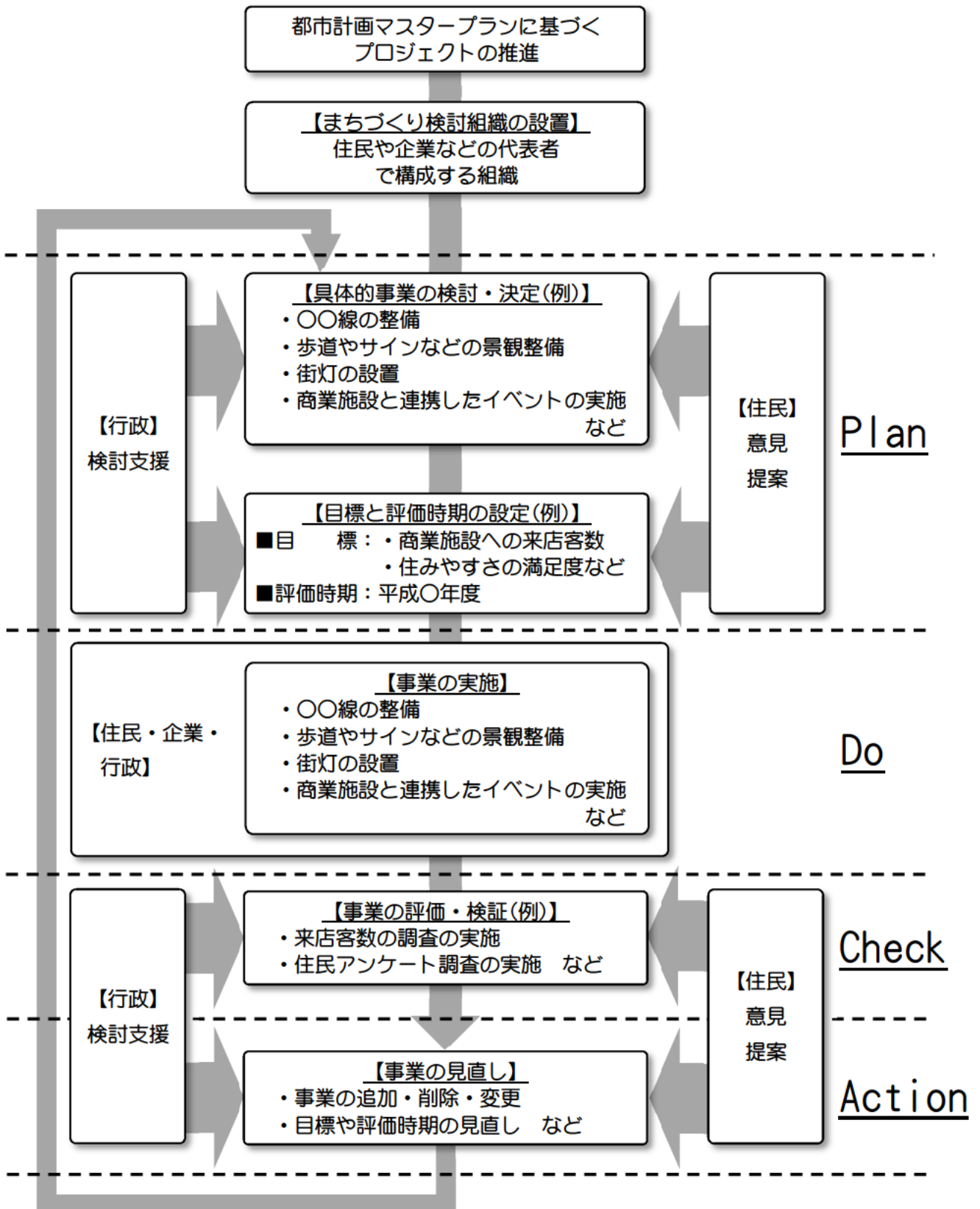
(2) まちづくりの評価と見直し

個別の施策や事業の推進にあたっては、計画内容の適切性を確保するため、住民意向や都市計画基礎調査*の結果などを活用して事業の検証・評価を行い、必要に応じて見直しを進めます。

また、施策や事業の目標を定量化することで、達成状況に関する評価プロセスを容易にするとともに、それらの情報を広く住民に公開することで、施策や事業の内容について、住民の認識や意識の高揚を図るとともに、事業の効果を高めます。



■事業評価 (PDCA) フローの例



（3）周辺自治体との協力・連携

本町が有する市街地や拠点、資源などを活かし、生活や産業、観光などの面において、周辺自治体と協力・連携した一体的な施策や事業を推進することで、相互の地域発展を目指します。

また、幹線道路などの事業主体が国や県である場合には、関係機関との協議・調整のもと、整備の実現に向けた積極的な働きかけを行います。

（4）他分野における関係機関との連携

各種施策や事業を進めるにあたっては、都市計画以外の分野である医療・福祉、農林漁業、商工観光などの他分野における関係機関との協議・調整を図るなど、横断的な連携により、総合的なまちづくりを推進します。

（5）都市計画マスタープランの見直し

本計画は概ね20年後である平成47年を目標時期とする長期的な計画ですが、社会経済情勢の変化や、人口や土地利用の動向など、都市づくりの目標などを修正する必要性が生じた場合には、町民との合意形成のもと、上位計画との整合を図りながら、適切かつ柔軟に都市計画マスタープランを見直すこととします。